

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

緊急通行車両の事前届出制度について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大規模災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要な場合は、緊急交通路（通行禁止の交通規制：基本的に高速自動車国道及び自動車専用道路）が指定され、緊急交通路を通行するためには、緊急通行車両の確認事務が必要となります。

大規模災害発生直後は、緊急通行車両の確認事務の集中により、各窓口（所轄の警察署）での混雑が予想され、被災地への支援の遅れが懸念されます。

そこで、災害時の緊急通行車両の確認事務の円滑化のため、平常時の「緊急通行車両の事前届出制度」があり、災害時は事前届出が終了している車両から、優先的に確認標章を交付する制度があります。（別添 1 参照）

つきましては、大規模災害発生時の迅速な災害応急対策ができるよう同制度の活用について、別添のとおり長崎県警察本部長より要請がまいっておりますので、活用方につきご配慮下さるようお願い申し上げます。

なお、緊急通行車両については、災害発生時に対応できる車両ということで、特に車両の限定はございませんが、届出にあたっては、担当窓口（所轄警察署）とご相談下さるよう併せてお願い申し上げます。

追って、届出を行った事業所は、届出書の写しを所属支部へ F A X にてご提出願いますことを申し添えます。